

札幌市公共交通協議会生活交通改善事業計画策定部会設置規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、高齢者や身体障がい者などの移動制約者に対し利便性の向上を図るため、関係機関を交えて、ノンステップバスの導入などを盛り込んだ札幌市生活交通改善事業計画の策定に係る協議及びその他連絡調整を行うため、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、協議会要綱及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 本規程による部会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は生活交通改善事業計画策定部会とする。

（協議事項）

第 3 条 生活交通改善事業計画策定部会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 札幌市生活交通改善事業計画の策定に係る協議に関する事項
- (2) 各関係機関の取組に係る連絡調整に関する事項
- (3) 生活交通改善事業計画策定部会の運営方法その他生活交通改善事業計画策定部会が必要と認める事項

（協議会から部会への権限の委任）

第 4 条 協議会要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、前条に規定する事項に係る協議会の権限を生活交通改善事業計画策定部会に委任し、当該委任された権限に属する事項については生活交通改善事業計画策定部会の議決をもって協議会の議決とする。

（部会長）

第 5 条 生活交通改善事業計画策定部会の部会長は、協議会会長が指名する委員をもって充てる。

2 部会長は、生活交通改善事業計画策定部会を代表し、会務を掌握する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 生活交通改善事業計画策定部会の会議は、協議会要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

2 書面による会議は、協議会要綱第7条第5項の規定に準じるもののほか、部会長が必要と認める場合も実施できるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 生活交通改善事業計画策定部会において協議が調った事項について、生活交通改善事業計画策定部会の構成員である委員及び臨時委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 生活交通改善事業計画策定部会の庶務は、札幌市まちづくり政策局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、生活交通改善事業計画策定部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

札幌市公共交通協議会
生活交通改善事業計画策定部会
委員名簿（案）
※改組前の委員構成に準じた案

（敬称略）

所属・役職等	氏名	備考
ジェイ・アール北海道バス株式会社 営業本部 営業部 乗合グループ専任部長	大木 雅智	
株式会社じょうてつ 自動車事業部 自動車部 運輸課長	江口 隆之	
北海道中央バス株式会社 運輸部 運行計画課長	駒 拓次	
国土交通省北海道運輸局 札幌運輸支局 運輸企画専門官	下山田 峻	
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 会長	浅香 博文	
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課長	札幌 義章	

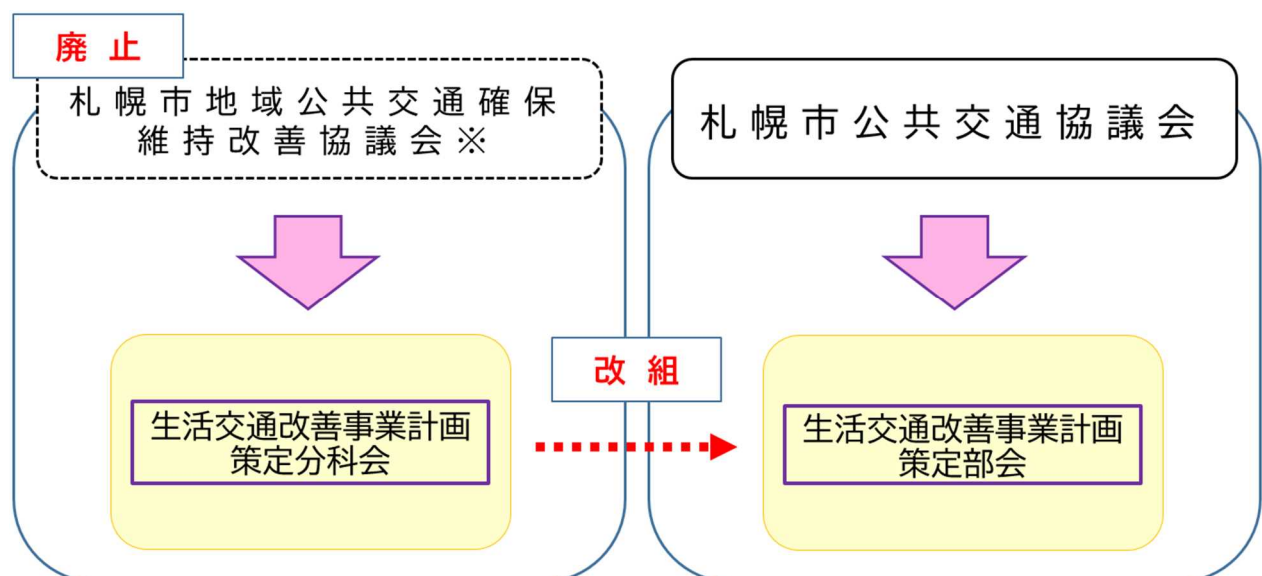
札幌市公共交通協議会「生活交通改善事業計画策定部会」について

1 部会の設置について

これまで、バス事業者のノンステップバス導入時において、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を申請する際に必要となる「生活交通改善事業計画」の策定を、札幌市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「維持改善協議会」）生活交通改善事業計画策定分科会（以下「計画策定分科会」）にて行っておりました。

しかし今後、維持改善協議会の所掌事務を札幌市公共交通協議会が担うこととなるため、維持改善協議会を廃止し、計画策定分科会を「札幌市公共交通協議会生活交通改善事業計画策定部会」として改組します。当部会には計画策定に関する権限を委任します。

【参考】イメージ



※ 交通事業者、学識経験者、行政関係者で構成され、札幌市における地域公共交通の確保・維持・改善及び計画等の策定に関する協議並びに計画等の実施に係る連絡調整等を行う。

2 委員構成案について

当部会の委員構成案は、改組前の計画策定分科会の委員構成に準じたものとしております。